

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和5年12月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済
総 数		231	224	243	698		192	227	225	644	11	644	762	755	2172	7736	7286
民 事 総 数		202	197	211	610		154	178	197	529	11	551	623	639	1824	6639	6347
特別上告(テ) うち少額異議		2	3	3	8		1	1	1	3		3	5	5	13	71	67
(旧法) 上告(オ)																	
(新法)		56	53	60	169		30	47	43	120	1	178	189	193	561	1961	1903
(並行)		(52)	(47)	(55)	(154)		(28)	(41)	(41)	(110)	(1)	(167)	(174)	(181)	(523)	(1747)	(1679)
上 告 受 理 (受)		75	72	79	226		45	56	58	159	5	231	261	259	756	2515	2430
(並行)		(52)	(47)	(55)	(154)		(28)	(41)	(41)	(110)	(1)	(167)	(174)	(181)	(523)	(1747)	(1681)
(受理決定)				(1)	(1)						(5)			(1)	(6)	(14)	(13)
再審(訴訟)(ヤ)		1		2	3		1		1	2		1	1	3	5	11	8
特別抗告(ク)		42	39	43	124		26	26	33	85		53	70	68	191	1345	1297
(並行)												(3)	(2)	(4)	(9)	(9)	(2)
許可抗告(許)												4	4	6	14	21	19
再審(抗告)(ヤ)		13	16	7	36		38	39	43	120		58	70	73	201	366	322
民 事 雑(マ)		13	14	17	44		13	9	18	40	5	23	23	32	83	349	301
行 政 総 数		29	27	32	88		38	49	28	115		93	139	116	348	1097	939
特別上告(行テ)																	
(旧法) 上告(行ツ)																	
(新法)		9	8	10	27		11	13	6	30		30	49	42	121	408	350
(並行)		(8)	(5)	(8)	(21)		(9)	(12)	(5)	(26)		(26)	(43)	(39)	(108)	(336)	(267)
上 告 受 理 (行ヒ)		12	11	12	35		9	16	6	31		37	56	49	142	453	374
(並行)		(8)	(5)	(8)	(21)		(9)	(12)	(5)	(26)		(26)	(43)	(40)	(109)	(336)	(266)
(受理決定)									(1)	(1)				(1)	(1)	(11)	(12)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		3		4	7		2		1	3		3	8	7	18	80	67
(並行)															(2)	(2)	
許可抗告(行フ)																2	2
再審(抗告)(行ナ)		3	5	3	11		15	18	15	48		21	20	13	54	101	102
行 政 雑(行ニ)		2	3	3	8		1	2		3		2	6	5	13	53	44

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和6.1.23 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和5年12月分

事件別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済	
総 数		106	83	98	287		73	112	113	298		(47) 151	(48) 146	(50) 155	(145) 452	3773	3784	
訴訟事件	総 数		41	42	45	128		31	38	46	115		(47) 116	(48) 118	(50) 130	(145) 364	1606	1614
	第一審判決に対するもの																	
	うち裁判員関与																	
	控訴審判決に対するもの		39	42	45	126		31	38	46	115		(47) 114	(48) 118	(50) 130	(145) 362	1581	1591
	うち裁判員関与		3	2	6	11		3	3	6	12		(8) 11	(4) 7	(14) 14	(26) 32	120	129
非常上告		2			2							2			2	25	23	
再 審																		
訴訟事件以外の事件	総 数		65	41	53	159		42	74	67	183		35	28	25	88	2167	2170
	再審請求		1	1		2			2		2		1	3	3	7	31	32
	上告受理申立て			1		1			1		1						17	18
	法律等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																1	1
	判決訂正申立て				3	3			1	1	2				2	2	10	8
	特別抗告申立て		26	22	28	76		18	28	30	76		13	15	11	39	967	972
	医療観察再抗告		2	1		3		3	2		5		2		2	4	43	43
	費用補償請求													1		1	1	
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求														1	1	1	
	訴訟費用免除申立て		8	4	5	17		7	4	8	19		3	4	3	10	155	154
	刑事雑		28	12	17	57		14	36	28	78		16	4	4	24	941	942
没収の裁判の取消し上告事件																		

3. 上告事件の既済区分表

区 分	法廷別	既 済					計			
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
民事上告	総 数		42	61	50	153				
	判 決			1		1				
	決 定		42	60	50	152				
	そ の 他									
民事受理	総 数		54	72	64	190				
	判 決				1	1				
	決 定		53	72	63	188				
	そ の 他		1			1				
刑事上告	総 数		31	3	38	3	46	6	115	12
	判 決					1	1	1	1	
	決 定		28	3	33	3	42	5	103	11
	そ の 他		3	5	3		11			

(注1) 刑事に関する掲上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和5年12月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別						審 理 期 間 別						
			5 年	4 年	3 年	2 年	元 年	30 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	153	152	1					78	31	36	7	1		
	大 法 廷														
	第一小法廷	42	42						26	7	6	3			
	第二小法廷	61	60	1					27	14	16	3	1		
	第三小法廷	50	50						25	10	14	1			
民事受理	総 数	190	187	3					94	35	48	10	3		
	大 法 廷														
	第一小法廷	54	53	1					31	8	9	5	1		
	第二小法廷	72	71	1					31	16	21	3	1		
	第三小法廷	64	63	1					32	11	18	2	1		
刑事上告	総 数	115	108	6	1				48	41	18	1	6	1	
	うち裁判員関与	12	10	1	1				2	4	4		1	1	
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	31	29	2					12	13	4		2		
	うち裁判員関与	3	2	1						1	1		1		
	第二小法廷	38	37	1					17	13	6	1	1		
	うち裁判員関与	3	3						1	2					
	第三小法廷	46	42	3	1				19	15	8		3	1	
うち裁判員関与	6	5		1				1	1	3			1		